（案）

# 物品売買契約書

令和　　年　　月　　日

甲　契約担当者

住　　所　　秋田県秋田市山王四丁目１番２号

氏　　名　　秋田県秋田地域振興局長　高橋　佐紀子

乙　契約者

住　　所

商号又は名称

氏　　名

秋田県秋田地域振興局長　高橋　佐紀子　（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、建設工事発生物件の売買について、次のとおり契約を締結する。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、記名押印のうえ各自１通を保有する。

（売買物品）
第１条　甲は次に掲げる物品を乙に売り払う。
品名：鋼材　１０１．８ｔ

（売買金額）
第２条　売買金額　　￥○○○○○－
（うち消費税及び地方消費税額　￥○○○○○－）

（契約保証金）
第３条　契約保証金　　￥○○○○○―
秋田県財務規則第１７８条第　号の規定により免除（※免除の場合）

（代金の納入）
第４条　乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければならない。

（所有権の移転）
第５条　売買物品の所有権は、乙が第２条に定める売買代金を完納した時に、乙に移転する。

（物品の引き渡し、搬出期限等）
第６条　甲は、売買代金の入金確認後に乙に対し、売買物品の所在地において売買物品を引き渡すものとする。
２　乙は、前項による引き渡しを受けたときは、直ちに物品受領書を甲に提出するものとする。
３　乙は、売買代金を納入後、令和８年１２月１７日までに売買物品を搬出するものとする。
４　搬出に要する費用（移送費、敷鉄板設置撤去費、除雪費等）は乙の負担とする。

（契約保証金の還付）
第７条　甲は、乙が契約上の義務を履行したとき、第３条に定める契約保証金を乙に還付するものとする。

（契約の解除）
第８条　甲は、乙が契約上の義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を甲に請求する事ができない。
２　甲は、前項の規定によりこの解除権を行使した場合、乙が納入した契約保証金以外の代金について返還するものとする。この場合、返還する代金には利息を付さない。

（危険負担等）
第９条　乙は、この契約の締結のときから売買物品の所有権移転のときまでにおいて、当該物品が甲の責に帰することができない理由により滅し、又は損傷した場合は、甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

（契約不適合責任）
第１０条　乙は、本契約締結後、売買物品に数量の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、甲に対し目的物の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完、売買代金の減免及び損害賠償等について請求すること又は契約の解除をすることができないものとする。

（その他）
第１１条　この契約に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。